

市外から引越してきた  
皆さんへ

3カ月・9カ月・10カ月  
・1歳6カ月・3歳児の保護  
者に乳幼児健康診査のお知  
らせを送付しています。

届いていない人は保健セ  
ンター ☎4869・3016  
へ。

すこやか子育て支援事業  
幼稚園で遊ばしましょう

各市立幼稚園で。「親子で  
お弁当」10月6日(木)・大庄  
「親子でかけっこ」10月15日  
(土)・竹谷「運動会」10月15  
日(土)・長洲・大島・立花「一  
緒に遊ぼう」10月25日(火)・  
小園「ミニ運動会」10月25  
日(火) (雨天のときは28日(金))  
・園和、10月25日(火)・園和  
北、10月26日(水)・園田、10  
月27日(木)・塚口、10月28日  
(金)・立花東「遠足」10月26日  
(水) (雨天のときは27日(木))  
・武庫。

いずれも時間は園により異  
なります。☎就学前児と保護  
者申不要園各園が学校教育課

☎6489・6727。



## 平成29年4月からの 保育所などの利用申し込みを受け付けます

申込期間 11/11~11/21

申込書の配布は  
10/3から

11月11日から、平成29年4月から  
の保育所(園)・認定こども園(2  
号・3号)などの利用申し込みを受  
け付けます。申込書は10月3日から  
市役所中館6階こども入所支援担当  
と各支所地域福祉担当、公立・私立  
各保育所(園)・認定こども園・小  
規模保育事業所で配布します。  
詳しくはこども入所支援担当 ☎6  
489・6369へ。

◆対象 平成29年4月から保育  
所などの保育を希望する人で、子ど  
も・子育て支援新制度の下で、2号  
認定か3号認定(左下表参照)を受  
ける人。認定を受けるには左下表の  
「保育の必要性」の事由に該当する  
ことが必要です。

なお、認定と利用申し込みは同時  
に申請が可能です。

◆保育時間 「公立保育所」午前  
7時30分~午後6時30分(延長保育  
あり)「私立保育園など」施設によ  
り異なります。

◆申込期間 11月11日~21日。な  
お、申込期限後に保育の必要性の事  
由に該当することとなった場合は随  
時受け付けますが、申込期間内に申  
込まれた分を優先します。

◆受付場所 申込書の配布場所と  
同じ。

◆結果の決定時期 利用の可否に  
ついては平成29年2月上旬に決定し  
ます。

子どもの年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設
0~2歳	あり (保育の必要性の事由とは、 ▷就労▷妊娠・出産 ▷疾病・障害▷介護▷ 求職活動▷就学一など です)	3号	保育所(園)
			認定こども園※1 小規模保育事業所など
		2号	保育所(園) 認定こども園※1
3~5歳	なし	1号	幼稚園※2 認定こども園※1

※1 認定こども園 教育と保育を一体的に行う施設

※2 幼稚園 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を除く

### 現在、入所できず、待機している人へ

すでに平成28年度の入所申し込みを済  
ませている人も、平成29年度の入所申  
込が必要で

### 申込期限後に出産予定の人へ

申込期限後に生まれた子どもについ  
ては、出生後、申し込み手続きをして  
ください